

今年度中に50歳になる方及び年度末退職(定年・勸奨)予定の方 お得に人間ドックを受診できます!

この機会にぜひ、からだのチェックを!

50歳人間ドック

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

今年度中に50歳になる組合員(昭和42年4月2日から昭和43年4月1日生まれの方)は、共済組合が実施する「50歳人間ドック」の補助対象者です。下記のとおり実施しておりますので、ぜひご利用ください。

◆受診方法

- ①短期人間ドック指定医療機関に、直接電話で予約をとります。
- ②「短期人間ドック利用申請書」に必要事項を記入・押印の上、返信用封筒を添えて**予約日の2週間前までに互助会**へ送付してください。
- ③「短期人間ドック利用承認書」(緑色)を返送しますので、受診日当日、医療機関に提出してください。

◆補助金額

上限45,000円。(基本検診料のみ。)

※補助の対象は検診料のみです。消費税は補助の対象となりません。また、オプションは別途補助します。

無料1日人間ドック

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

互助会加入者のうち、年度末で**定年または勸奨による退職見込み者**で1日(日帰り)人間ドックを受診した方は、無料1日人間ドックの請求ができます。(退職する年度に受診した人間ドックが対象です。)

※補助の対象は検診料のみです。消費税・オプションは補助の対象となりません。

※1泊2日・通院2日コースを受診された方及び関東中央病院のドックは補助の対象となりません。

<承認書を使用した方>

「成人病予防補助金(無料1日人間ドック)請求書」に、領収書(原本)を添付し、請求してください。

<承認書を使用しなかった方>

「成人病予防補助金(無料1日人間ドック)請求書」に、全額支払った領収書(原本)及び検診結果の写し(封筒に封入)を添付し、請求してください。

※必ず「**受診者氏名・人間ドックの受診であること・受診日**」がわかる領収書を添付してください。

- ★ 申請書・請求書様式、指定医療機関一覧、オプション補助などの詳細については・・・平成29年3月24日付け「平成29年度短期人間ドック及び脳ドック「成人病予防補助金」事業の実施について(通知)」をご確認ください。
また、申請書様式は互助会HPにも掲載しています。(まずは、通知文書の確認を!)

平成29年4月1日現在49歳・55歳・58歳の方 《脳ドック》受診期限は3月31日です!

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

公立学校共済組合では、脳ドック検診料のうち10,000円の補助を実施しています。対象者には、平成29年6月20日付公立千第54号にて受診券等の書類を配付しています。脳梗塞や、くも膜下出血などの脳の病気を未然に防ぐため、この機会にぜひ受診しましょう。

受診の流れ

【受診券の配付】

対象となる組合員には、6月20日に案内文書及び受診券を所属所を通じて配付済です。

【受診予約】

指定医療機関(案内文書及び千葉支部HPに掲載)に受診の予約をしてください。

【受診当日】

受診券を必ず持参してください。受診券を提出するとともに、補助金額分を差引いた額をお支払いください。

※互助会による脳ドック補助と併せて受けられます。(互助会補助は3年度に1回)

※人間ドックオプションでの脳ドック受診は補助の対象となりません。

※当日受診券が無いと補助を受けられません。

被扶養者の特定健康診査はお済みですか？

平成29年4月1日現在39歳～74歳の被扶養者の方

《特定健康診査》受診期限は3月31日です！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

特定健康診査は生活習慣病のリスクであるメタボリックシンドロームを早い段階で発見し、改善することを目的とした健診です。年に一度は特定健康診査で健康状態を確認しましょう。

無料で受けられる特定健康診査受診券等を7月に各所属を通じて配付していますので御確認ください。未受診の方は期限までに必ず受診しましょう。

健康診査の内容 ・ 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）・血圧測定・尿検査（尿糖・尿たんぱく）
血液検査（脂質・血糖・肝機能）・問診（健康状態・既往歴・喫煙歴等）

※人間ドック等を受診された方は、別途特定健康診査を受診する必要はありません。

※特定健康診査の項目にないがん検診等は、お住まいの市町村で受診できます。

詳細は各市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

平成29年4月1日現在25歳・35歳・45歳・55歳・59歳の方

《歯科健診》受診期限は2月28日です！

公立学校共済組合では、歯科健診を無料で実施しています。対象者には、各所属を通じて受診券等の書類を配付していますので、ぜひ受診しましょう！

《対象者》平成29年4月1日現在25歳・35歳・45歳・55歳・59歳の組合員

《健診内容》①口腔内検査・歯周疾患検査・ブラッシング指導・口腔粘膜疾患検査

口腔機能などの相談及び保健指導

②歯面付着物の除去※歯石除去とは異なります

組合員の皆様、歯医者さんで定期健診を受けていますでしょうか？

歯とお口の健康は、豊かな人生を送るために欠かせません。

特に歯周病は糖尿病をはじめとした全身疾患との深い関わりがあることが証明され、歯科健診が不可欠な時代となってきました。これを機会に、お口の中の状況をチェックしましょう！

「福祉保険制度」、「アイリスプラン」の手続き

福祉保険制度

対象者	書類送付時期	手続方法
満60歳以上の定年等退職者	12月・1月	書類に記載
満50歳～59歳の退職者	6月～7月頃	継続確認書類に記載
満49歳以下の退職者	-	手続不要（自動脱退）

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号
公立学校共済組合福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998

電話の開設時間
午前10時～午後4時
(祝日を除く月～金曜日)

アイリスプラン

コース名	対象者	書類送付時期	手続方法
年金コース	満60歳以上の退職者	12月頃	書類に記載
	満59歳以下の退職者	-	教職員生涯福祉財団に問合せ TEL 0120-491-294
介護保障コース	退職者	-	株式会社一ツ橋サービスに問合せ TEL 0120-878-626

電話の開設時間
午前10時～午後5時
(祝日を除く月～金曜日)

※年齢は、年度末時点。

